

要望等に対する回答について

(様式2)

要望年月日: 令和4年9月21日
 要望団体名: 一般社団法人日本塗装工業会岩手県支部、岩手県塗装工業組合

要望項目	取組状況等	県政への反映区分 ※	その後の対応	左の事由
1. 塗装業者への分離発注について	塗装工事等の専門工事については、原則として分離発注を行うこととしており、引き続き各専門工事業者の受注機会の確保に努めていきます。	A		
2. 塗装業者への発注件数について	<p>【指定地域の拡大または全県内での発注】 条件付一般競争入札においては、十分な競争性が確保されることを前提に、工事場所の属する旧振興局の区域を基本に地域要件を設定して地元業者の受注機会の確保に配慮しているほか、会社の過去の施工実績等の条件を付して発注しています。 各工種の業者数の偏り等を勘案した地域要件の弾力的な運用については、発注業種により地域要件に不均衡を生ずることとなり入札の公平性を確保する上で難しいと考えます。(C)</p> <p>【発注件数】 道路等の公共施設の塗装工事については、各分野で策定した個別施設計画に基づき、適切な時期に実施することとしており、これを計画的に進めるには、安定的な予算の確保が必要であることから、県では、令和5年度政府予算要望において、道路施設の定期点検及び修繕等に対する財政措置等を国に要望したところです。 今後も、財源確保に努めながら、社会資本の計画的な維持管理に取り組んでいきます。(B)</p>	B : 1 C : 1		
3. 予定価格事前公表の取りやめをお願い	<p>入札における適正な競争を確保する上で、予定価格の事前公表は、入札の透明性の向上、発注者受注者双方の事務効率の向上、また、予定価格に関わる不正排除にも有効なものとして、本県では平成17年度から全ての入札に導入しています。 なお、予定価格の事前公表に当たっては、国が求める実施の適否について、十分検討を行いながら運用しているところであり、現時点では入札の適正な競争が確保されていると考えています。 引き続き入札動向を注視しつつ、適切に対応していきます。</p>	C		

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※	その後の対応	左の事由
4. 総合評価の発注について	<p>【塗装技能士の評価】 総合評価落札方式の資格取得の取組の評価においては、新たに登録基幹技能者に登録された職員がいる場合には評価の対象としています。 塗装技能士を評価の対象とすることについては、国や他県の動向を注視していきます。(C)</p> <p>【入札制度の変更、ダンピング防止対策】 令和3年4月から総合評価落札方式の適用対象を拡大し、3千万円以上の工事は原則適用としており、一部の業種の適用金額を変更することについては、発注業種により取扱いに不均衡を生ずることとなり入札の公平性を確保する上で難しいと考えています。(C)</p> <p>低入札価格調査においては、国が公共事業の品質確保や賃金の適切な確保の観点から調査基準価格算定モデルを示しており、本年4月にも、国が一般管理費等の算入率を引き上げたことに伴い調査基準価格の引き上げを行うなど、県では基本的に国に準拠しています。 なお、「失格基準価格」については、平成29年9月29日付け総務省及び国土交通省からの通知（「総合評価落札方式による入札における適切なダンピング対策の実施について」）では、「調査基準価格」と適切な幅を設けることとされており、制度の趣旨に即した一定の価格の幅を確保することが必要と考えています。 引き続き入札動向を注視しつつ、適切に対応していきます。(C)</p>	C : 3		
5. 適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について	<p>建設資材高騰への対応については、岩手県営建設工事請負契約書別記第25条第5項（いわゆる単品スライド条項）を適用し、受注者から請負代金額の変更請求があった場合には、適切に対応しています。 また、受注者の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成させることができない場合には、設計変更ガイドラインに基づき、柔軟に対応しています。</p>	A		

※ 「県政への反映区分」は別紙のとおり

「県政への反映区分」について

反映区分	記号	内 容
提言等の趣旨に沿って措置したものの	A	<p>(1) 質問・照会等の内容であり、その趣旨を満たしたもの</p> <p>(2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満たしたもの</p> <p>(3) 市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満たしたもの</p> <p>(4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満たすもの</p> <p>(5) 当該年度中に完了しないが、事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）し、事業完了時に提言の趣旨を満たすもの</p> <p>(6) その他、上記に類するもの</p> <p>※この区分は、「措置済」、「完了」の区分とする。</p>
実現に向けて努力しているもの	B	<p>(1) 実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満たしていないもの (例) ・ 制度・条例等の新設・改正等を要するもの ・ 予算措置（県単・国庫補助等）を要するもの ・ 市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの</p> <p>(2) 国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
当面は実現できないもの	C	<p>(1) 現時点では、実現することが難しいもの</p> <p>(2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
実現が極めて困難なもの	D	<p>(1) 県の行政には馴染まないもの</p> <p>(2) 実現が極めて困難なもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
その他	S	反映区分の選択になじまないもの
	T	県民等からのお礼、感謝の類